

船員保険 被保険者資格証明書交付申請書

【手続概要】

マイナ保険証が利用可能となるまで、または全国健康保険協会による「船員保険 資格確認書」の交付が行われるまでの間に、船舶所有者または被保険者から「船員保険 被保険者資格証明書」の求めがあった場合、この申請書を提出します。

被保険者の確認ができ、当該被保険者またはその被扶養者が療養の給付等を受ける必要があると認められた場合に、「船員保険 被保険者資格証明書」を交付します。

「船員保険 資格確認書」の交付までの間、「船員保険 被保険者資格証明書」により、療養の給付等を受けられますが、有効期限は交付日から20日以内であり、20日を経過する前であってもマイナ保険証が利用可能となった時点や、被保険者が「船員保険 資格確認書」を入手した時点で失効します。

※被保険者は「船員保険 被保険者資格証明書」の有効期限が経過したときや、マイナ保険証が利用可能となったときおよび「船員保険 資格確認書」を入手したときは、速やかに「船員保険 被保険者資格証明書」を年金事務所へ返納してください。

【添付書類】

不要

【提出先】

船舶所有者の所在地を管轄する船員保険を取り扱う年金事務所

【提出方法】

窓口持参、郵送

※電子申請の対象届書ではありませんのでご注意ください。

【留意事項】

年金事務所の窓口にて交付を希望される場合は、申請者の身分を証明するもの（運転免許証等）をご持参ください。